

○ 青森県県土整備部建設業者指名基準

平成2年4月1日青監第4号
(最終改正) 令和6年3月5日青監第966号

青森県県土整備部建設工事入札参加者等選定要領（平成2年4月1日付け青監第3号。以下「選定要領」という。）第4条第3項第1号及び第2号並びに青森県県土整備部工事施行事務取扱要領（平成2年4月1日付け青監第5号。以下「工事施行事務取扱要領」という。）の規定に基づき、特別な技術を必要とする工事等を次のように定める。

（選定要領第4条第3項の県土整備部長が定める工事）

第1 選定要領第4条第3項第1号の特別な技術を必要とする工事として県土整備部長が定める工事は、別表第3号及び第4号に掲げる工事とする。

2 選定要領第4条第3項第2号の県土整備部長が定める工事は、別表第5号から第7号までに掲げる工事とする。

第2 指名業者選定調書（工事施行事務取扱要領第1号様式の3）に記入する指名コードは、青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程（平成2年3月青森県訓令甲第11号。以下「選定規程」という。）第2条の適用条項及び工事の種類に応じ、別表のとおりとする。

別 表

区 分	指名業者の範囲 (等級のある業種)	指名コード	摘 要
(1) 原則等級業者指名工事 (選定規程第2条第1項)	請負工事設計額に対応する等級に属する業者(以下「原則等級業者」という。)	1-1	異等級に属する業者がいる場合は、該当しない。
(2) 直近上下位業者指名工事 (選定規程第2条第2項)			
① 直近上位業者指名工事	原則等級業者及び原則等級業者の直近上位の等級に属する業者	①2-1	ア 原則等級業者が少数である場合その他適当な数の指名業者を指名するため必要があると認められる場合に該当する。 イ 直近上下位業者の数は、全体の2分の1を超えることができない。
② 直近下位業者指名工事	原則等級業者及び原則等級業者の直近下位の等級に属する業者	②2-2	ウ 隣接する2つの等級に属する業者の組合せに限られる。 (不可例) A級工事に対して、特A級、A級及びB級に属する業者の組合せ

区 分	指名業者の範囲 (等級のある業種)	指名コード	摘 要
<p>(3) 特殊専門工事 (選定規程第2条第3項)</p> <p>① トンネル工事</p> <p>② セメント類吹付工又は厚層 基材吹付工を伴う工事</p> <p>③ グラウト工、薬液注入工、 発泡モルタル工等を伴う工 事</p> <p>④ 軟弱地盤工事</p> <p>⑤ 大規模な橋りょう工事</p> <p>⑥ プレストレスコンクリート 構造物工事</p> <p>⑦ 鋼橋架設工事</p> <p>⑧ ダム工事</p> <p>⑨ ゲート製作工事又はゲート 据付工事</p> <p>⑩ しゅんせつ工事</p> <p>⑪ 海(水)中工事(しゅんせ つ工事を除く。)</p> <p>⑫ 海(水)上輸送を伴う海(水) 上工事</p> <p>⑬ ボーリング排水工、集水井 工、排水トンネル工、杭工法 等を伴う地すべり防止工事</p> <p>⑭ ポンプ場工事</p> <p>⑮ 推進工法を伴う工事</p> <p>⑯ 下水処理施設工事</p> <p>⑰ 発電設備工事</p> <p>⑱ ポンプ場機械設備工事</p> <p>⑲ ポンプ場電気設備工事</p> <p>⑳ 冷暖房設備工事</p> <p>㉑ 空気調和設備工事</p> <p>㉒ 杭打ち工事</p> <p>㉓ ケーソン製作工事</p>	<p>第1位等級に属する業 者又は第2位等級に属す る業者</p>	<p>① 3-1</p> <p>② 3-2</p> <p>③ 3-3</p> <p>④ 3-4</p> <p>⑤ 3-5</p> <p>⑥ 3-6</p> <p>⑦ 3-7</p> <p>⑧ 3-8</p> <p>⑨ 3-9</p> <p>⑩ 3-10</p> <p>⑪ 3-11</p> <p>⑫ 3-12</p> <p>⑬ 3-13</p> <p>⑭ 3-14</p> <p>⑮ 3-15</p> <p>⑯ 3-16</p> <p>⑰ 3-17</p> <p>⑱ 3-18</p> <p>⑲ 3-19</p> <p>⑳ 3-20</p> <p>㉑ 3-21</p> <p>㉒ 3-22</p> <p>㉓ 3-23</p>	<p>ア 工事の施工上特 殊な専門的技術を 必要とする工事で ある。</p> <p>イ 補修等の工事を 含むものとする。</p> <p>ウ 工事の特殊性又 は専門性にに基づき 業者の施工能力を 厳正かつ的確に判 断する必要がある。</p>
<p>(4) 高度な技術を必要とする工 事 (選定規程第2条第3項)</p> <p>① 大規模な土工を伴う工事</p> <p>② 市街地等での深い床掘(H =1.5m以上)を伴う工事</p> <p>③ 地下埋設物(埋蔵文化財を 含む。)のある工事</p> <p>④ 大規模な支保工、締切工又 は土留工を伴う工事</p> <p>⑤ 橋りょう工事(大規模なも のを除く。)</p> <p>⑥ 橋りょう拡幅、片栈橋等の 工種を含む工事</p> <p>⑦ 見通しのきかない地形での</p>	<p>第1位等級に属する業 者又は第2位等級に属す る業者</p>	<p>① 4-1</p> <p>② 4-2</p> <p>③ 4-3</p> <p>④ 4-4</p> <p>⑤ 4-5</p> <p>⑥ 4-6</p> <p>⑦ 4-7</p>	<p>ア 工事の施工上高 度な技術を必要と する工事である。</p> <p>イ 補修等の工事を 含むものとする。</p> <p>ウ 高度な施工技術 を必要とすること から業者の施工能 力を厳正かつ的確 に判断する必要が ある。</p> <p>エ 例えば、河川の災 害復旧工事につい ては、工事内容によ り施工上高度な技</p>

区 分	指名業者の範囲 (等級のある業種)	指名コード	摘 要
曲線設置を伴う工事 ⑧ 舗装工事（路盤工を含む。） ⑨ スノーシェッド又はロックシェッドの架設工を伴う工事 ⑩ 高度な品質管理を要する高盛土工を伴う現道拡幅工事 ⑪ 大型の擁壁工（H＝3m以上）又は樋門（管）工を伴う工事 ⑫ 海水又は波浪の影響を受ける護岸工等を伴う工事 ⑬ 流水中での砂防工事 ⑭ 導流堤工、サイホン工等を伴う工事 ⑮ 急傾斜地（隣接地を含む。）での工事 ⑯ 崩壊、地すべり等を誘発するおそれのある法面等での工事 ⑰ 災害復旧工事等で特に短期間に完成する必要があるもの ⑱ 他官庁等の制約等を受けるため工期内工期を設定する必要がある工事		⑧ 4－8 ⑨ 4－9 ⑩ 4－10 ⑪ 4－11 ⑫ 4－12 ⑬ 4－13 ⑭ 4－14 ⑮ 4－15 ⑯ 4－16 ⑰ 4－17 ⑱ 4－18	術が必要とされる場合には⑭に該当するときもあるが、それ以外の場合には、応急工事の短期間内の完成を伴うときに限り、⑰の災害復旧工事に該当する。
(5) 全体工事計画の一部を施工する工事 (選定規程第2条第3項)	第1位等級に属する業者又は第2位等級に属する業者	5－1	ア 全体の工事計画が既に決定されている工事の一部分を施工する場合に該当する。 イ 当該一部分の工事を含む全体の工事について一体的に一定の技術水準を確保する必要がある場合に限られる。 ウ 工事計画が既に決定されている全体の工事の請負工事設計額を勘案することができる。
(6) 土木工事に係る維持修繕工事 (選定規程第2条第3項) ① 土木工事の維持修繕工事のうち、特に短期間に完成する必要がある工事、重交通の切	第1位等級に属する業者又は第2位等級に属する業者	① 6－1	ア ②については、維持又は修繕が工事の目的として直接明らかとなっているものに限る。 イ ②の例

区 分	指名業者の範囲 (等級のある業種)	指名コード	摘 要
<p>回しを伴う工事若しくは相当重度の交通障害を発生させるおそれがある工事、夜間作業を伴う工事、年間を通じて継続的に行う工事等その施工に機動力を必要とする工事又は地下埋設物の防護等が伴うため施工の方法において相当高度な技術が必要である工事</p> <p>② 土木工事の維持修繕工事のうち、高度な技術を必要としないが、軽易な交通障害を発生させるおそれがある工事、集落等での浅い床堀（H<1.5m）を伴う工事等第三者に影響（軽易なものに限る。）を及ぼすおそれがある工事、用排水の切回しを伴う工事</p>	<p>第2位等級に属する業者又は第3位等級に属する業者</p>	<p>②6-2</p>	<p>(道路工事)</p> <p>a 路面工、法面工、側溝工等を伴う工事</p> <p>b 防護柵工、標識工等を伴う工事</p> <p>c 除草、清掃、植栽等の作業を伴う工事</p> <p>d その他これらに類する工事</p> <p>(河川、海岸工事)</p> <p>a 堤防法面工、排水工等を伴う工事</p> <p>b 防護柵工、境界杭工、標識工等を伴う工事</p> <p>c 除草、清掃等の作業を伴う工事</p> <p>d その他これらに類する工事</p>
<p>(7) 建築工事又は設備工事に係る維持修繕工事 (選定規程第2条第3項)</p> <p>① 建築工事の維持修繕工事のうち、特に短期間に完成する必要がある工事又は施工難度が高い工事若しくは工種が多岐にわたる工事等</p> <p>② 設備工事の維持修繕工事のうち、特に短期間に完成する必要がある工事又は施工難度が高い工事若しくは工種が多岐にわたる工事等</p>	<p>第1位等級に属する業者又は第2位等級に属する業者</p>	<p>①7-1</p> <p>②7-2</p>	

※ 令和6年3月5日青監第966号で改正した青森県県土整備部建設業者指名基準の規定は、令和6年4月1日以後に指名通知を行う建設工事に係る入札について適用する。